

大型特殊車検仕様の注意点 (整備編)

2020年1月

三菱ロジスネクスト株式会社
カスタマーサービス部

三菱ロジスネクスト株式会社

- フォークリフトで公道を走行する場合、大特や小特のナンバーを取得しますが、それら車両は道路運送車両法などの適用を受けますので、注意が必要であるとともにお客様にも認識していただく必要があります。
- 大特車は車検が必要なことは理解されていますが、分解整備は認証工場で行わなければならないということを理解できていない方が多く、不適切な整備をしてしまった事例がありました。
- このため、あらためて車検仕様の車両について正しく理解していただくよう教育資料にまとめました。法律を知らないことによる違法行為をしてしまうことのないよう、理解を深めてください。

目次

Logisnext

- 大特車検車の整備
- 特自検との比較について
- 分解整備について
- 不具合対応について
- お客様への説明事項
- 不適切事例

大特車検車の整備

- 車両の特定部位の分解整備を行う場合は認証工場で行う必要があります。認証工場以外の場所（お客様の敷地内や認証を受けていない工場など）で分解整備をすることは違法です。車検が切れていても同様です。
(分解整備の詳細については定義の項目を参照してください)
- 特定自主検査の点検項目にも認証工場でなければできない作業がありますので、必ず認証工場で行ってください。（出張検査はできません）
- 通常修理でも分解を伴う場合は認証工場でなければ作業できません。
- 分解整備を行った場合は分解整備記録簿の作成が必要です。

特自検との比較について

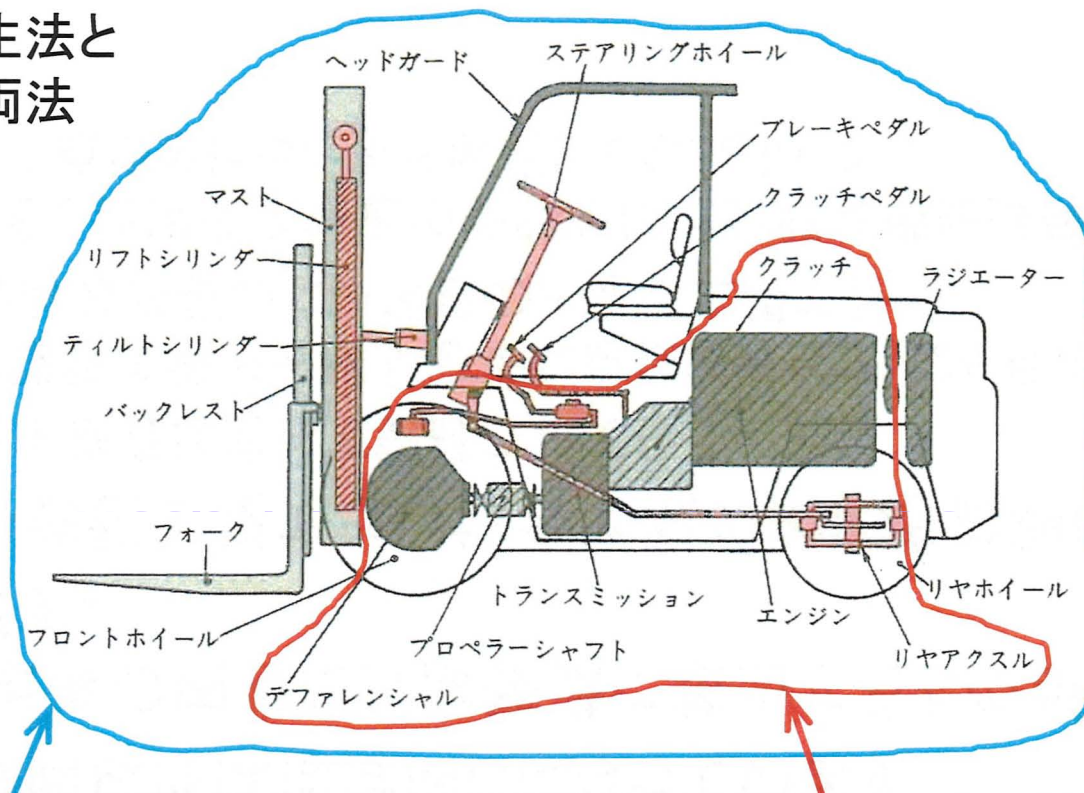
Logisnext

- 特定自主検査の項目と車検整備の項目はフォークリフトに特有の装備以外はほぼ同じになっています
- このうち点検の内容で分解整備に該当するものがあり、注意が必要です。
- 自工場が認証工場でない場合は次の対応をお願いします。
 - 特定自主検査はすべて認証工場で行う。
 - 事前に認証工場で分解が必要な点検を行って(12ヶ月点検が望ましい)、分解の必要のない項目のみを自工場で行う。
(この場合、特定自主検査の記録表には分解整備記録簿を添付して、認証工場で点検を行った旨を明記してください。)

特自検との比較について

Logisnext

労働安全衛生法と 道路運送車両法



労働安全衛生法に基づく特定自主検査で
検査をする範囲
(作業場所の規定はない)

・荷役装置、油圧装置を含む車体全体

大型特殊自動車の場合、取外しての分解整備は認証工場で
行わなければならない主な部位
(道路運送車両法に基づく)

・原動機: エンジン
・動力伝達装置: トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャル
・走行装置: フロントアクスル、リアアクスル
・かじ取り装置: ステアリングリンク
・制動装置: ブレーキドラム、ブレーキパイプ、倍力装置

特自検との比較について

Logisnext

点検箇所		点検の有無		備考
		車検	特自検	
原動機	本体	○	○	
	潤滑装置	○	○	
	燃料装置	○	○	
	冷却装置	○	○	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害な ガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置	○	○	
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	○		フォークリフトには規制無し
	一酸化炭素等発散防止装置	○	○	
エグゾースト・パイプ及びマフラ		○	○	
車枠及び車体		○	○	
荷役装置	フォーク		○	
	マスト、リフトブラケット		○	
	チェーン、チェーンホイール		○	
	アタッチメント装置		○	
油圧装置	作動油タンク、フィルター		○	
	配管		○	
	油圧ポンプ		○	
	油圧モーター		○	
	シリンダー		○	
	自然降下量		○	
	方向制御弁		○	
	電磁弁		○	
安全装置・車体関係等	キャブ		○	
	座席		○	
	昇降設備、滑り止め		○	
	表示板		○	
	ヘッドガード、バックレスト		○	
	灯火装置、方向指示器、計器類	○	○	
	警報装置、後写鏡、反射鏡	○	○	
	給油脂	○	○	
	離席時走行・荷役インターロック		○	

特自検との比較について

Logisnext

車検(24ヶ月点検)及び特定自主検査の点検項目比較

点検箇所		点検の有無		備考
		車検	特自検	
かじ取り装置	ハンドル	○	○	
	ギヤ・ボックス	○	○	
	ロッド及びアーム類	○	○	
	かじ取り車輪	○	○	
	パワー・ステアリング装置	○	○	
制動装置	ブレーキ・ペダル	○	○	
	駐車ブレーキ機構	○	○	
	ホース及びパイプ	○	○	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	○	○	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	○	○	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	○	○	
走行装置	ホイール	○	○	
緩衝装置	取付部及び連結部	○		フォークリフトにはない
	ショック・アブソーバ	○		フォークリフトにはない
動力伝達装置	クラッチ	○	○	
	トランスミッション及びトランスファ	○	○	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	○	○	
	デファレンシャル	○	○	
電気装置	点火装置	○	○	
	バッテリー	○	○	
	電気配線	○	○	

分解整備について

Logisnext

- 道路運送車両法では、「自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。」と定めており、次項に示す「分解整備」を行う場合は認証を受けた事業場でなければ作業できません。
- ただし、車両の所有者が自身で行う分解作業は、分解整備事業ではありませんので問題ありません。

分解整備について

Logisnext

(分解整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 二 動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 三 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスルシャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造
- 四 かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 五 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 六 緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 七 けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造

分解整備の定義

法律では細かい作業を規定していないため、フォークリフトの整備に当てはめて解説します。

【原動機】	定義	原動機を取り外して行うフォークリフトの整備又は改造	
	主な作業		
	原動機関係	×	エンジンASSYの脱着・交換
		×	シリンダブロックの脱着・交換
		×	フライホイールの脱着・交換(エンジン又はトランスミッションの取外しを伴うもの)
		○	ターボチャージャの脱着・交換
		○	インテークマニホールドの脱着・交換
		○	エキゾーストマニホールドの脱着・交換
		○	シリンダヘッドの脱着・交換
		○	オイルパンの脱着・交換(エンジンを下ろさずに行う場合)
		△	エンジンマウントの脱着・交換(エンジンの移動を伴わないもの)
		○	オイルフィルタの脱着・交換

- 原動機を取り外さないで行う整備は分解整備に該当しません
 - － オイル交換やセンサー類の点検、交換も問題ありません

分解整備の定義

Logisnext

【走行装置】	定義	フロント・アクスル、又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行うフォークリフトの整備又は改造	
	主な作業		
	フロントアクスル関係	×	フロントハブ脱着・交換
		×	ホイールベアリング脱着・交換
		×	アクスルシャフト脱着・交換
	リアアクスル関係	×	リアアクスル脱着・交換
		×	リアハブ脱着・交換
		×	ナックル脱着・交換
		×	キングピン脱着・交換
		×	センターピンブッシュ脱着・交換(揺動ピン)
		○	ベアリングを取外さないグリス交換
		○	プレロード調整

・ホイールベアリングの取外しは分解整備に該当しますので、ハブの脱着は分解整備に該当します。

分解整備の定義

【動力伝達装置】	定義	クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行うフォークリフトの整備又は改造	
	主な作業		
	クラッチ関係	×	プレッシャプレートの脱着・交換
		×	クラッチディスクの脱着・交換
		×	レリーズベアリングの脱着・交換
		×	レリーズレバーの脱着・交換
		○	レリーズシリンダの脱着・交換
		○	クラッチマスターシリンダの脱着・交換
		○	クラッチブースタの脱着・交換
	ギヤ関係	×	トランスミッションASSY脱着・交換
		×	シンクロASSY脱着・交換
		×	トルクコンバータ脱着・交換
		×	デフASSY脱着・交換
		×	トランスファギヤ脱着・交換
		○	トランスミッションコントロールバルブ脱着・交換
		○	スピードセンサ脱着・交換
	推進軸・駆動軸関係	×	プロペラシャフト脱着・交換
		×	アウトプットシャフトシール脱着・交換「(プロペラシャフト外すため)」
×		アクスルシャフト脱着・交換	
○		ファン駆動用のユニバーサルジョイント脱着・交換(駆動軸ではない)	

・クラッチディスクの交換も分解整備に該当しますので注意してください。

分解整備の定義

【かじ取り装置】	定義	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行うフォークリフトの整備又は改造	
	主な作業		
	ステアリングギヤ機構関係	×	ステアリングギヤ脱着・交換
		-	-
	リンク機構関係	×	ピットマンアーム脱着・交換
		×	ドラッグリンク脱着・交換
		×	ナックル脱着・交換
		×	タイロッド脱着・交換
		×	ベルクランク脱着・交換
		×	ロッドエンド脱着・交換
		○	パワステホース脱着・交換
		○	パワステ用ポンプ脱着・交換
		○	ステアリングホイール脱着・交換

・リヤアクスル一体型のパワステシリンダの交換はリンクの脱着を伴いますので分解整備に該当します。

分解整備の定義

Logisnext

【緩衝装置】	定義	シャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
	主な作業	
	フォークリフトには該当装置無し	
【連結装置】	定義	連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カブラを除く。)を取り外して行う自動車の整備又は改造
	主な作業	
	フォークリフトには該当装置無し	

分解整備の定義

Logisnext

【制動装置】	定義	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、ブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造	
	主な作業		
	ドラムブレーキ関係	×	ブレーキドラム脱着・交換
		×	ブレーキシュー脱着・交換(ディスクブレーキでキャリパを取外さずにパッドを交換できる場合は○)
		×	ホイールシリンダ脱着・交換
		×	バックプレート脱着・交換
		×	シューアジャスタ脱着・交換
		×	ブレーキスプリング脱着・交換
	ホース・パイプ・バルブ関係	×	ブレーキホース脱着・交換
		×	ブレーキパイプ脱着・交換
		×	リレーバルブ脱着・交換
		○	ブレーキ液交換
		○	ブレーキスイッチ交換
	分配・倍力関係	×	マスタシリンダ脱着・交換
		×	マスターバック脱着・交換
		×	エアマスタ脱着・交換
		×	ブレーキバルブ脱着・交換
		×	アキュムレータ脱着・交換
		○	圧力スイッチ脱着・交換(スイッチ、センサ、配線は対象になっていない)

・ブレーキのライニング厚さの点検はブレーキドラムの脱着を伴いますので分解整備に該当します。

不具合対応について

Logisnext

- 不具合部位が分解整備に該当する部品の場合は、認証工場で作業する必要があります。
- 車両が故障した場合は修理していただきますが、その際に改造することはできません。ただし、特殊な作業環境に適合させるためのものは可能な場合がありますのでテクニカルサポート課までお問合せください。
- リコール対応の場合でも分解整備に該当する作業は認証工場でなければ作業できません。

お客様への説明事項

Logisnext

- 分解を伴う整備は必ず認証工場で
 - 原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置など、特定の装置を取り外して行う整備は、必ず認証工場で行う必要があります。
 - このため、車検整備だけでなく特定自主検査も認証工場で行う必要があります。また、場外整備は認められていませんので出張検査もできません。
 - 一般修理も同様で、原則認証工場へ持ち込んでの整備が必要です。
 - 工場へ引き上げのため、回送費用が発生することを事前に説明し、理解を得てください。

不適切事例1

- 修理時間がなく未認証工場で分解整備

継続検査と特定自主検査を外注の認証工場にて実施したが、この際のブレーキ部分の分解整備でホイールシリンダに軽微なにじみを認めたが時間的な制約から後日修理することとしていた。

本ユーザは高稼働のため通常は車両を工場へ引き上げることが困難であるが、外注の認証工場ではできない荷役装置の修理が必要となり、自社工場に入庫し修理を行った。

このとき、ブレーキのホイールシリンダからの油漏れがひどくなっていて修理が必要と判断したが、修理に許された時間に制限があったため認証工場へ搬送する余裕がなく、分解整備に該当する認識はあったが、そのまま自社工場ではブレーキの修理を行った。

■ 時間がないからと言って未認証工場での分解整備は違法です。
必ず認証工場で行ってください。(修理の先送りは×)

不適切事例2

- 車検切れ車両を未認証工場で分解整備

ユーザよりフォークリフトの特定自主検査の要請があった。

自社工場は未認証工場であり、特定自主検査と合わせ継続車検を受ける場合は認証工場へ外注しているが、要請は特定自主検査のみの点検整備であったため自社工場へ入庫した。

ナンバープレートはついていたが、継続車検を受けておらず車検切れの状態であり、公道も走行していなかったため、車検のないフォークリフトと同様で良いと誤認し特定自主検査の検査項目であるブレーキライニングの点検のため、分解整備に該当するブレーキドラムの取外し作業を行った。

■ ナンバープレートが付いていれば、車検切れていて公道走ができない場合でも未認証工場での分解整備は違法です。

■ 認証工場においても記録簿の作成は必須です。

不適切事例3

- 認証工場の場合での分解整備と記録簿未発行

自社工場は認証を受けており分解整備も実施できるが、特定自主検査は車検とは別物と誤認識していた。このため、車検整備は認証工場内で実施しなければならないことは認識していたが、特定自主検査は工場内で実施しなければならないという認識がなく、お客様の現場で特定自主検査の検査項目であるブレーキライニングの点検のため、分解整備に該当するブレーキドラムの取外し作業を行った。また、分解整備記録簿も発行しなかった。

■ ナンバープレートが付いていれば、特定自主検査であっても車検が切れていても場合での分解整備は違法です。

■ 分解整備を行った場合は特定自主検査であっても車検が切れていても分解整備記録簿の作成は必須です。